

引っ越しなどの際は

住所異動（転出、転入、転居）の手続きを忘れずに！！

1009667

引っ越しなどで住所を変更する異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

入学、就職、転勤などにより市外へ転出する人は、予定日が決まりましたら、早めに届け出をしてください。また、市内での引っ越しや市外から本市へ住所を異動する人は、新しい住所に住み始めてから**14日以内**に手続きしてください。

◎手続きに必要なもの

- ・免許証などの本人確認書類
- ・マイナンバーカード（持っている人）
- ・印鑑登録証（印鑑登録者で転出の場合）
- ・国民健康保険証（持っている人）など

－休日窓口を開設します－

開設日 3月27日（日）、4月3日（日）

開設時間 午前8時30分～午後5時15分

開設場所 市民課、国保年金課

取り扱い業務 住所異動、市民課で発行する各種証明、マイナンバー関連業務、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療など

※パスポート、年金業務は取り扱いできません

※戸籍の届け出は預かりのみ

※マイナンバーカード交付場所が白沢・利根支所の人で、休日窓口での受け取りを希望する場合は、開設日の5日前までに市民課へご連絡ください

◎**証明書コンビニ交付サービス** マイナンバーカードをお持ちの人は、コンビニエンスストアのマルチコピー機から住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得でき、交付手数料が窓口よりも50円割引になります

問合せ 市民課市民窓口係 ☎内線 3 0 0 3、3 0 0 4

手続きはお早めに！！

国民健康保険の加入や脱退について

1002212 1010651

国民健康保険（国保）の加入や脱退には、右表のとおり届け出が必要です。異動のあった日から**14日以内**に手続きしてください。

マイナンバーカードが健康保険証に マイナポータルで事前登録が必要です。これまでどおり国民健康保険証でも医療機関などを受診できます

還付金詐欺にご注意ください 市役所や公的機関の職員を名乗り「医療費や保険税の払い戻しがある」と言って金銭や個人情報をだまし取る事例が発生しています。市役所が電話で銀行口座や暗証番号を聞くことや、ATMの操作を指示することはありません。そのような連絡があった場合は、詐欺の可能性が高いため、警察署や沼田市消費生活センター（☎22-8444）に相談してください

人間ドック費用助成 4月1日（金）から国保と後期高齢者医療保険加入者を対象に、令和4年度の申請受け付けを開始します。詳細は、広報ぬまた4月号でお知らせします

	届け出が必要なとき	手続きに必要なもの	
加入 (※1)	他の市町村から転入	転出証明書	▼世帯主と対象者全員の通知カードを証明するもの(※3)または(※4)
	他の健康保険を脱退した、またはその扶養家族から外れた	社会保険離脱証明書	
	子どもが生まれた	母子健康手帳	
脱退	他の市町村に転出	国保の保険証	
	他の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国保の保険証／加入した保険の保険証	
	死亡	国保の保険証	
その他	住所、世帯主、氏名などの変更	世帯全員の保険証	
	修学のため別住所を定める(※2)	国保の保険証／在学証明書	
	保険証を紛失・破損		

※1) 届け出が遅れても国保税は職場の健康保険を脱退した日にさかのぼって納める必要があります

※2) 毎年4月に更新手続きが必要。学生でなくなった場合は速やかに届け出てください

※3) 通知カードに記載された住所や氏名などが住民票と一致している場合に限り、マイナンバーを証明できます

※4) 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど

問合せ 国保年金課国保係 ☎内線 3 1 3 5